

公立小・中学校の35人以下学級の早期拡大に関する意見書

国は、平成23年度、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、小学校1年生の35人以下学級を導入した。平成24年度は法改正が見送られたものの、教員の加配を行うことへの財政措置により、小学校2年生においても導入を実施した。しかし、平成25年度、小学校3年生以上の35人以下学級の実施が見送られている状況にある。

平成26年度に向け、都内の校長会をはじめとする教育関係者や区市長会、父母などからは、小学校3年生以上への35人以下学級の拡大が強い要望としてあがっている。

一人一人にゆきとどいた教育をすすめ、不登校やいじめをなくし、子ども同士の温かい人間関係を形成するために、少人数学級に効果があることは明らかである。

よって、町田市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

1. 小・中学校の全学年における35人以下学級を、法改正により計画的に実施すること。
2. 少人数学級の実施に対応した校舎や教室の整備等のため、新增改築にあたってのクラス数の算出方法の改善や補助単価の引き上げなど補助制度を改善するとともに、財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。